

令和3年12月

宇土市議会定例会議案（その2）

令和3年11月30日招集

令和3年12月市議会定例会議案（その2）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第78号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第20号 令和3年度宇土市一般会計補正予算(第8号)について	1 別冊
議案第79号	宇土市固定資産評価審査委員会条例及び宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について	2
議案第80号	宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	4
議案第81号	宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	5
議案第82号	宇土市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について	7
議案第83号	宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について	8
議案第84号	宇土市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例について	11
議案第85号	宇土市庁舎建設工事(本体工事)請負契約の変更契約の締結について	12
議案第86号	宇土市庁舎建設工事(機械設備工事)請負契約の変更契約の締結について	13
議案第87号	財産の取得について	14
議案第88号	宇土市道路線の変更について	15
議案第89号	令和3年度宇土市一般会計補正予算(第9号)について	18 別冊
議案第90号	令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	〃
議案第91号	令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算(第2号)について	19 別冊

議案第 9 2 号	令和 3 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 3 号）について	1 9 別冊
報告第 2 1 号	専決処分の報告について 専決第 1 9 号 損害賠償額の決定について	2 0
報告第 2 2 号	専決処分の報告について 専決第 2 1 号 損害賠償額の決定について	2 1

議案第78号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，下記の事件を専決処分したので，同条第3項の規定により次のとおり報告し，その承認を求める。

令和3年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第20号

専 決 処 分 書

令和3年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，別冊のとおり専決処分する。

令和3年10月28日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが，緊急を要し，議会を招集する時間的余裕がないため，専決処分するものである。

## 議案第79号

宇土市固定資産評価審査委員会条例及び宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について

宇土市固定資産評価審査委員会条例及び宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市固定資産評価審査委員会条例及び宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例

(宇土市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 宇土市固定資産評価審査委員会条例(昭和38年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「事故ある」を「事故がある」に改める。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第5条第1項中「審査申出書」を「, 審査申出書」に改め、同条第5項中「, 市長に」を「を市長に,」に改める。

第7条第3項中「記名押印」を「署名」に改め、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか,」に改める。

第8条第4項中「申出により」を「請求により」に改め、同条第5項中「記載し、提出者がこれに記名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第6項中「先だって」を「先立って」に改め、同条第8項中「記名押印」を「署名」に改め、同項第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか,」に改める。

第9条第2項中「記名押印」を「署名」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか,」に改める。

第10条第1項中「委員会」を「, 委員会」に改め、同条第2項中「記名押印」を「署名」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか,」に改める。

第14条中「固定資産評価審査委員会が」を「宇土市固定資産評価審査委員会規程で」に改める。

(宇土市健康福祉館条例の一部改正)

第2条 宇土市健康福祉館条例(平成17年条例第22号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における押印を見直し，市民等の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するため，条例を改正する。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 80 号

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
宇土市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。  
第 6 条中「404,000 円」を「408,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の改正に伴い、条例を改正する。  
これが、この議案を提出する理由である。

議案第 81 号

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宇土市国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 23 条」を「第 23 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 23 条第 1 号及び第 2 号中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に、「1 人」を「1 人」に、「被保険者均等割額被保険者」を「被保険者均等割額 被保険者」に改め、同条第 3 号中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に、「合計額」を「合算額」に、「1 人」を「1 人」に、「被保険者均等割額被保険者」を「被保険者均等割額 被保険者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3, 300 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 5, 500 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 8, 800 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11, 000 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 080 円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 800 円



ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3, 600円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「の者」を「である者」に、「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項及び第4項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第6項を削る。

附則第7項中「第23条」を「第23条第1項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「第23条」を「第23条第1項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「第23条」を「第23条第1項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「第23条」を「第23条第1項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「第23条」を「第23条第1項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「第23条」を「第23条第1項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「第23条」を「第23条第1項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「第23条」を「第23条第1項」に改め、同項を附則第13項とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号、第13条第1項、第23条の改正規定（「 1人」を「1人」に、「被保険者均等割額被保険者」を「被保険者均等割額 被保険者」に、「合計額」を「合算額」に改める部分を除く。）及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第14項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の宇土市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 82 号

宇土市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

宇土市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

宇土市老人福祉センター条例(平成 17 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「1931 番地」を「1942 番地 1」に改める。

第 5 条第 4 号及び第 9 条第 1 項第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 10 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 11 条第 3 号中「又はこの条例に基づく規則」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

地籍調査による地番の変更に伴い、宇土市西部老人福祉センターの位置を改める必要があるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 83 号

宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について

宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例

宇土市道路敷等占用条例（昭和 35 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「， 100 円」を「100 円とし， 100 円を超える場合にあっては 1 円未満の端数を切り捨てた額」に改める。

第 11 条を次のように改める。

（占用料の徴収方法）

第 11 条 占用料は，許可の日から 1 月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし， 占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては， 翌年度以降の占用料は， 毎年度， 当該年度分を納入通知書により指定する期限までに徴収するものとする。別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	6 3 0
	第 2 種電柱		9 7 0
	第 3 種電柱		1, 3 0 0
	第 1 種電話柱		5 6 0
	第 2 種電話柱		9 0 0
	第 3 種電話柱		1, 2 0 0
	その他の柱類		5 6
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年
	地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 5 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3 4 0
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1, 1 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		4 7 0
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	9 0 0

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1, 100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			68
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			140
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			240
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			340
	外径が1メートル以上のもの			680
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1, 100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			450
	地下に設ける通路			270
	その他のもの			1, 100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	90
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900
	標識		1本につき1年	900

旗ざお	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	1本につき1日	9
	その他のもの	1本につき1月	90
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900
	その他のもの		450
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	90
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			110
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額

別表備考第7号中「1平方メートル若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は，この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料について適用し，同日の前日までの占用の期間に係る占用料については，なお従前の例による。

#### 提案理由

道路敷等占用料の額等を見直す必要があるため，条例を改正する。

これが，この議案を提出する理由である。

## 議案第 84 号

宇土市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

宇土市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例

宇土市河川占用料等徴収条例(平成 11 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「15 日以内に」を「1 月以内に納入通知書により一括して」に改め、同条第 2 項中「4 月末日」を「納入通知書により指定する期限」に、「15 日以内」を「1 月以内」に改め、同条第 3 項中「許可書交付の時に前納するものとする」を「許可の日から 1 月以内に納入通知書により一括して徴収する」に改める。

別表第 2 備考第 2 項中「1 平方メートルに」を「0.01 平方メートルに」に、「1 平方メートル未満」を「0.01 平方メートル未満」に、「については、1 平方メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同表備考第 3 項中「1 メートルに」を「0.01 メートルに」に、「1 メートル未満」を「0.01 メートル未満」に、「については、1 メートルとして」を「を切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この条例の施行の日以後の占用等の期間に係る占用料等について適用し、同日の前日までの占用等の期間に係る占用料等については、なお従前の例による。

### 提案理由

河川占用料等の徴収時期等を見直す必要があるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 85 号

宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の変更契約の締結について

令和 3 年 3 月 2 日に議決された宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

契約金額	変更前	2, 4 5 1, 9 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
	変更後	2, 4 9 5, 1 3 3, 9 3 8 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 提案理由

宇土市庁舎建設工事（本体工事）の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要があるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 86 号

宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の変更契約の締結について

令和 3 年 3 月 2 日に議決された宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

契約金額	変更前	574,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
	変更後	575,352,698円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案理由

宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第 87 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 宇土市新庁舎建設に伴う全員協議会室・委員会室システム                             |
| 2 取得の方法  | 指名競争入札   |
| 3 取得価格   | 10,890,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）<br>（予定価格 29,190,700 円） |
| 4 契約の相手方 | 宇土市城之浦町 233 番地<br>株式会社アンサー・インターナショナル<br>代表取締役 曾方 之     |

### 提案理由

予定価格 2,000 万円以上の財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 88 号

宇土市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき，次のとおり市道の路線を変更する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

路線番号	路線名	旧	起点	終点	重要な経過地
		新			
4-34	松原団地 2 号線	旧	築籠町 1 2 4 番 6 地先	松原町 1 9 1 番 2 地先	
		新	築籠町字道上 1 2 4 番 6 地先	松原町字南袋 1 9 2 番地先	

提案理由

市道の路線を変更するには，道路法第 10 条第 3 項の規定により，議会の議決を経る必要がある。

これが，この議案を提出する理由である。

変更路線位置図



変更路線位置図



## 議案第 89 号

令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 9 号）について

令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 9 号）を別冊のとおり定める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

## 議案第 90 号

令和 3 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 3 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

## 議案第91号

令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和3年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第92号

令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について

令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和3年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。